

さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務  
事業者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）第12条の規定に基づき、さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務を受託する事業者の選定に当たり設置する委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の委員会の名称は、さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(会議)

第3条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。